

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

#### 鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第1項から第4項まで、第6項、第7項、第9項、第10項及び第12項の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 本庁の各課及び本庁機関（以下「課等」という。）の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。</p> <p>(13)～(22) 略</p> <p>教育環境課～スポーツ健康教育課 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(課内室の分掌事務)</p> <p>第5条 本庁の課内室の分掌事務は、本庁の各課の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 課等、本庁の課内室及び本庁機関の内部組織に、それぞれその長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり</p>	<p>(本庁及びその内部組織並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁は別表第1の第1項から第4項まで、第6項、第7項、第9項、第10項及び第12項の左欄に掲げる課とし、その事務を分掌させるため、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる係、室その他の内部組織を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 各課等の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。</p> <p>(13)～(22) 略</p> <p>教育環境課～スポーツ健康教育課 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(係等の分掌事務)</p> <p>第5条 本庁の内部組織の分掌事務は、本庁の各課の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 本庁の各課及び本庁機関（以下「課等」という。）並びに本庁及び本庁機関の内部組織（以下「係等」という。）に、それぞれその長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり</p>

とする。

(1)～(4) 略

(5) 課長補佐及び主幹 課等の長又は室長を助けて、課等の事務に従事し、課等の長又は室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(6)～(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当を置く。

略
---

別表第1 (第3条関係)

1	教育総務課	
2	教育環境課	
3	小中学校課	
4	特別支援教育課	高等特別支援学校準備室
略		
6	高等学校課	高校教育企画室
7	家庭・地域教育課	
略		
9	人権教育課	育英奨学室
10	文化財課	歴史遺産室
略		
12	スポーツ健康教育課	健康教育室

別表第2 (第18条関係)

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)第3条の規定による教育委員会又は	教育総務課

とする。

(1)～(4) 略

(5) 課長補佐及び主幹 課長を助けて、課等の事務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(6)～(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

略
---

別表第1 (第3条関係)

1	教育総務課	<u>総務担当、給与担当、人事担当、企画調整担当、福利担当、教育行政監察担当</u>
2	教育環境課	<u>管理・施設助成担当、高等学校整備・情報化担当、建築技術担当</u>
3	小中学校課	<u>就学助成担当、管理係、指導係</u>
4	特別支援教育課	<u>総務担当、管理係、指導係</u> 高等特別支援学校準備室
略		
6	高等学校課	<u>学事担当、管理係、指導係</u> 高校教育企画室
7	家庭・地域教育課	<u>管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係</u>
略		
9	人権教育課	<u>社会教育担当、学校教育担当</u> 育英奨学室
10	文化財課	<u>管理担当、文化財係</u> 歴史遺産室
略		
12	スポーツ健康教育課	<u>総務担当、体育・スポーツ担当</u> 健康教育室

別表第2 (第18条関係)

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)第3条の規定による教育委員会又は	教育総務課

	知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務			知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項についての調査審議並びにこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	
略			略		
鳥取県立博物館協議会	博物館法第20条の規定に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務	博物館	鳥取県立博物館協議会	博物館法第20条に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務	博物館
鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う鳥取県スポーツ振興計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課			

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。